

## 地域スポーツ団体等の参加資格の特例

### ◎地域スポーツ団体等に所属する中学生

- 1 地域スポーツ団体等に所属し、千葉県小中学校体育連盟各支部の予選会または各種目専門部により定められた予選会に参加を認められた生徒であること。
- 2 千葉県中学校総合体育大会に参加を希望する地域スポーツ団体等は以下の条件を具備すること。
  - (1) 千葉県小中学校総合体育大会の参加を認める条件
    - ① 千葉県小中学校体育連盟の目的及び永年にわたる活動を理解し、それを尊重すること
    - ② 生徒の年齢及び修業年限が我が国の中学校と一致している（中学校に在籍している生徒であること）
    - ③ 地域スポーツ団体等の活動にあっては日常継続的に代表者もしくは指導資格を有する指導者のもとに、適切に行われていること。  
【運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン】（平成30年3月スポーツ庁発出）の「2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進、3 適切な休養日等の設定」を遵守していること。
    - ④ 千葉県小中学校体育連盟に登録、認定されること。  
ア各競技団体（協会・連盟）へ登録されており、千葉県または支部の小中学校体育連盟に参加認定されていること。  
イ千葉県小中学校体育連盟種目専門部に大会参加費を納入すること。
  - ⑤ 千葉県中学校総合体育大会及び本大会に関わる各支部予選会、各種目専門部により定められた予選会などにおいて、競技役員や審判など運営上必要な事項に協力すること。
  - ⑥ 地域スポーツ団体等で千葉県中学校総合体育大会・関東中学校体育大会・全日本中学校体育大会につながる大会に参加する場合、在籍中学校での大会参加は認めない。その逆も同様である。
  - ⑦ 地域スポーツ団体等同士による合同チームの参加は認めない。
  - ⑧ 地域スポーツ団体等の参加は千葉県内の競技団体（協会・連盟）に登録してあるチームとする。また支部からの参加については当該競技団体（協会・連盟）の登録地からとする。
  - ⑨ 団体競技における地域スポーツ団体名での出場は1チームのみとする。（複数のチームは参加できない）
  - ⑩ 地域スポーツ団体等は、その組織内に各支部小中学校体育連盟及び各種目専門部と随時連絡が取れる部門を設置し、責任者を置くこと。
- (2) 千葉県中学校総合体育大会に出場した場合に守るべき条件
  - ① 千葉県中学校総合体育大会開催基準を守り、出場する競技種目の大会申し合わせ事項等に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。

- ② 千葉県中学校総合体育大会参加に際して、地域スポーツ団体等においては、責任ある代表者指導者が生徒を引率すること。また、万が一の事態に備え、傷害保険等に参加するなどして、万全の事故対策を立てておくこと。

(3) 参加を認めない場合

- ① 千葉県中学校総合体育大会参加申込に際して、参加条件に虚偽の内容が判明した場合は参加を認めない。

※この特例は、令和5年4月1日より適用される。

※この特例は、各競技専門部における大会参加に関する細則を加えることができる。

※この特例は、今後も検討を続けていく。

## ◎令和5年度全国中学校体育大会地域スポーツ団体等の参加の競技部細則

### 1 地域スポーツ団体等の参加について以下の細則を設ける。

- (1) (公財)日本中学校体育連盟「参加資格の特例」を遵守していること。
- (2) 都道府県中体連に登録し、参加を認められていること。
- ① 団体戦については、地域移行モデル地区や、自治体主導で地域移行を進めるために発足した地域移行スポーツ団体、地域移行の受け皿となっているスポーツ団体等とする。
- ② 個人戦については、所属するスポーツ団体からの参加とする。
- ③ 参加の許可については、都道府県中体連及び都道府県中体連剣道専門部が確認（団体戦については、自治体、教育委員会等から地域移行と認定された団体であること）を行い判断する。
- (3) 県専門部が開催する地域スポーツ団体等予選会から参加する。
- (4) 監督は、地域スポーツ団体等の指導者とする。
- (5) 年度当初に所属中学校もしくは地域スポーツ団体等のどちらから参加するかを申告する。期間は1年とし、毎年更新する。年度途中で変更することは認めない。
- (6) 3年間同一団体から出場することが望ましい。
- (7) 団体戦・個人戦ともに同一団体からの出場とする。（例えば、団体戦は学校から、個人戦は地域スポーツ団体等からという参加は認めない。）
- (8) 団体戦・個人戦ともに1人1回のみ参加とする。
- (9) 地域スポーツ団体等からの出場は、団体戦については1団体1チームのみとし、同一団体から複数チームの参加はできない。個人戦の1団体の出場枠は各大会の規定による。

### 2 その他

- (1) 上記細則は、令和5年度の規程とし、以降修正を加えることができる。